

秋田県公報

目 次

公安委員会規則
秋田県警の組織に関する規則の一部を改正する規則(六・警察) 藤井 明
秋田県警の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を
次のように改正する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県警の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年5月31日

秋田県公安委員長 藤 井 明

秋田県警の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を
次のように改正する。

第6条交通企画課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に
次の1号を加える。

(6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関すること。

別表第1秋田警察署城東交番の項中「桜ヶ丘一丁目～四丁目」を「桜ヶ丘一丁目～
五丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公
布の日から施行する。

秋田県公安委員会規則第7号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年5月31日

秋田県公安委員長 藤 井 明

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次の
ように改正する。

第15条の2の次に次の2号を加える。

(経由更新の申請)

第15条の3 法第101条の2の2の規定により免許証の更新を受けようとする者は、
法第101条第1項に規定する更新申請書を運転免許センター長に提出しなければならない。
らない。

(運転経歴証明書)

第15条の4 法第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付は、様式第
18号の2の運転経歴証明書によつて行うものとする。

第16条の4中「までに」を「まで及び第8号の2に」に改める。

第16条の7第1項中「は、公安委員会が日時及び場所を指定し、指定講習機関に
行わせるものとする」を「を受けようとする者は、様式第28号の初心運転者講習申
出書を指定講習機関に提出しなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第
3項を同条第2項とする。

第16条の11第1項中「」第1条の規定に定める基準に適合する講習(以下「特定任
意講習」という。)を「。以下「講習規則」という。)に定める講習」に、「様式
第30号の特定任意講習日時及び場所指定申請書」を「次の各号に定める申請書又は申
出書」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 講習規則第1条に定める基準に適合する講習を受けようとする者については、
様式第30号の特定任意講習日時及び場所指定申請書

(2) 講習規則第2条第1項第1号の表の1の項に規定する影響がない者であるかど
うかについての確認を受ける講習を受けようとする者については、様式第30号の
2のチャレンジ講習受講申請書

(3) 講習規則第2条第1項第1号に定める基準に適合する講習を受けようとする者
については、様式第30号の3の特定任意高齢者(簡易・通常)講習受講申請書
第16条の11第2項中「申請」の次に「又は申出」を加え、「特定任意講習の」を削
る。
様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第18号の2(第15条の4関係)

(表)

氏 名							年 月 日								
住 所															
交 付	年 月 日						写 真								
運 転 経 歴 証 明 書															
二・小・原	年	月	日	種											
他	年	月	日	類											
二 種	年	月	日												
											秋田県 公安委員会 印				

(裏)

注 意 事 項	
<p>1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について説明するものです。</p> <p>2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。</p> <p>3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。</p> <p>4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。</p>	

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。

「4号」に、「応急救護処置講習」を「応急救護
 様式第25号中 5号を6号に、
 6号を7号に、
 7号を8号の2」
 処置講習 に改める。
 通二種講習」
 様式第30号の次に次の2様式を加える。

様式第30号の2(第16条の11関係)

チャレンジ講習受講申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所
氏 名

㊞

運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の1の項に規定する影響がない者であるかどうかについての確認を受ける講習を受けたいので、申し出ます。

様式第30号の3(第16条の11関係)

特定任意高齢者(簡易・通常)講習受講申出書

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

住 所

氏 名



運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号に定める基準に適合する講習を受けたいので、申し出ます。

附 則
この規則は、平成14年6月1日から施行する。

購読料 発行 秋 田 県
金 一 月 三 千 五 百 円
秋 田 市 山 王 四 丁 目 一 番 一 号

印 刷 者 印 刷 所

秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 二 十 九 号
株 式 会 社 松 原 印 刷 社
電 話 (082) 8766000
FAX (082) 8766000
E-mail: matsubara@natsubara-satsushu.co.jp



古紙配合率100%